

不妊治療費助成制度 のお知らせ

保険適用外となる不妊治療（人工授精、体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に治療費の一部を助成しています。

■対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、次のすべてに該当する方

- 市に1年以上住所がある方
- 市税を滞納していない方
- 医療保険に加入している方

■内容

○人工授精（AIH）
治療期間は通算2年度、申請回数は1年度分をまとめて年度1回申請（2年間で合計2回まで）、助成限度額は1回の申請につき5万円までです。

○体外受精・顕微授精

特定不妊治療助成事業指定医療機関での治療で、治療期間は通算5年度、申請回数は初年度年度3回まで、次年度以降年度2回まで（5年間で合計10回まで）、助成限度額は1回の治療につき10万円までです。

■申請期限

治療を受けた翌年度末まで問い合わせ先

健康増進課 ☎(52) 1116

高齢者肺炎球菌予防接種事業のお知らせ

高齢者の肺炎の原因でも頻度の高い肺炎球菌による、肺炎や髄膜炎などの病気を予防するワクチンです。全ての肺炎を予防できるわけではありませんが、肺炎球菌による感染症の約8割を予防できます。

■対象者

市内に住民登録がある次のいずれにも該当する方

- 接種日に70歳以上の方
- 当該予防接種について脾臓摘出等により保険適用とならない方
- 5年以内に当該予防接種を受けていない方

■接種回数と助成額

一人（生涯）1回、接種費用のうち3,500円、生活保護受給者は8,000円を上限に助成します。

■接種方法

○小山地区医師会の医療機関（下野市、小山市、上三川町、野木町）で接種する場合

①事前に医療機関に予約をしてください。

②接種時には、医療機関にある予診票に記入し、年齢・住所を確認できる保険証等を提示してください。

③接種費用から3,500円を控除した額でのお支払いとなりますので、手続きは特にありません。

○小山地区医師会以外で接種する場合
本人の入院や通所の関係

で、前述の医療機関以外で接種する場合は、書類が必要ですので事前に健康増進課へお問い合わせください。接種後、1年以内に市へ助成金の申請をしてください。

■問い合わせ先

健康増進課 ☎(52) 1116

平成25年度 下野市 特定健診・がん検診の 個別検診のお知らせ

今回は医療機関（個別検診）についてお知らせします。（集団検診については広報4月号もしくは行政カレンダー130～132ページをご覧ください）

①特定健診

②後期高齢者健康診査

③がん検診

■共通事項

■受診回数
年度内1回です。集団検診との重複受診はできません。

■実施方法

○問診票や大腸がんの検査容器は医療機関にあります。
○検査結果は、後日医療機関で確認し、結果通知書をお受け取りください。

■注意事項

特定健診、後期高齢者健康診査は血液検査がありますので、受診当日は食事をとらないでください。

受診券は5月下旬に届きます。検診当日に受診券が無い場合には検診料金が発生する場合がありますので、必ずご持参ください。

①特定健診 問い合わせ先

市民課 ☎(40) 5556（国民健康保険加入者の方のみ）

対象者	下野市国民健康保険加入者で40歳～75歳未満の方
検査内容	問診、身長、体重、腹囲測定、血圧、尿検査、血液検査、心電図
個人負担金	無料
受診時必要なもの	特定健診受診券、保険証

■年齢基準：平成25年度（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に40歳に達する人から受診日に75歳未満の方です。

■他の医療保険に加入している方は勤務先の担当者に確認ください。

■がん検診と同時に受診できます。

■実施期間：6月1日～12月31日（休診日除く）